

—第2回ワーカーズ全国交流集会での討論—

現場からの労働者協同組合法制への声あがる

菅野 正純（協同総合研究所主任研究員）

「ワーカーズ運動の新たな飛躍へ……法制化へむけて」をスローガンに、第2回ワーカーズ全国交流集会が、9月29、30日、横浜で開かれました。この集会は、神奈川のワーカーズ・コレクティブと、コープかながわのワーカーズ・コープとセンター事業団などが中心となって開いたもので、1日目は、横浜市従会館を会場に129人の参加で「労働者協同組合法制討論集会」を行ない、2日目は横浜市立大学で、144人が参加して、古沢広祐さんの記念講演（本号掲載）を中心とした全体会の後、「私の求めるほんとうの仕事—就職戦線氷河期を越えて」「福祉の公共性と市民の役割—公的介護保険への私たちの提言」の2つの分科会を行ないました。本稿は法制討論集会の報告です（第2分科会の紹介は次号）。

はじめに—討論のねらい

6月に協同総合研究所の労働者協同組合法制化シンポジウムを行ないましたが、これは主に研究者を中心として、今後の検討の基本視点を明確にするものでした。今回は、実践を担う人々自身の法制定への要求を集約し、一致点を確認することを主眼として、法制化討論集会を行ないました。

パネラーとして、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会理事長の小川泰子さん、日本労働者協同組合連合会副理事長の中田宗一郎さん、生協総合研究所主任研究員の大嶋茂男さん、一橋大学経済研究所の富沢賢治さんが報告しました。

菅野がコーディネイターとして、次のような提起を行ないました。①実践者たちが労働者協同組合という形態を選択し、創造し、発展させてきた、主体的根拠と社会的必要性を振り返り、②大量失業時代に立ち向かう、労働者協同組合の社会的・普遍的な意義を明確にしながら、③事業と組織運営の実際のあり方を踏まえて、法人格の要件と思われる点を導き出すこと。④とりわけ福祉の活動実績を踏まえて、新しい協同組合のモデルと公共的位置づけを鮮明にするとともに、⑤ICA新原則と、世界の協同組合運動が自らに課した歴史的任務を共有しつつ法制化を考えたい。

各パネラーの発言は、次の通りです。

1. 「ワーコレ13年を振り返って一壁を破る 新しい飛躍に法的裏付けを」（小川さん）

ワーコレは、衣食住をベースに、環境・福祉・生活文化の領域に活動を広げ、神奈川で95団体・3400人、全国では270団体・7000人となっている。とくに神奈川では福祉の活動が、公的セクターとの連携も含めて、ネットワークがはられて、サービスの提供と労働への参加が広がっている。

（「福祉クラブ生協」の横田理事長によれば、33団体・2300人の家事介護のワーカーズが年間20万時間働き、県のヘルパーの稼働時間の1割に匹敵するまでに達しています。しかもこの稼働時間は、年々30～50%の伸びを示しています）

こうした活動の高まりを背景に、首都圏のワーコレを中心に、7月8日の集会を開いて「ワーカーズ・コレクティブの価値と原則」を定めた。これはワーコレの主体性を確立する重要な一步だ。

13年間活動してきた、①法と社会システムの組み替え、②「市民資本セクター」としての形成、③ワーコレの主体性の確立、④女性の地位の向上、をまだ解決していない、21世紀に向けて取り組むべき課題として残しているとともに、①少子・高齢社会での仕事づくりと地域コミュニティへの広がり、②公的セクター、企業セクターとの提携と協同組合間の提携、③大量失業時代におけるコミュニティ・ワークの創出、という新たな課題が浮上している。

他方でNPO法案の動きがあり、これに積極的に関わっていく必要があるが、それがワーコレの活動全体を包括するものではなく、中央官庁の管理下という性格が強いことや税制問題が白紙になっている点は、問題を残している。

労働者協同組合法は、労働者協同組合に携わる者だけの問題ではなく、協同組合セクター全体の課題として、協同の取り組みをお願いしたい。

2. 「雇用・失業闘争から『共感の経営』

高齢者協同組合へ」(中田さん)

労働者協同組合が進んでいく一つの重要な方向づけとして、高齢者協同組合づくりを本格化している。これは、全日自労の「死ぬまで仲間の面倒を見る」という公約を引き継いで、「生活全般に関わる協同組合」に到達したものだ。入会希望者の半分以上は働きたいという希望を持っていて、農業が一つの大きな仕事の部門になろうとしている。震災を機に神戸で建設労働者協同組合を設立したが、高齢者協同組合が始まると、住宅の改修など、労働者協同組合の仕事もさまざまに複合的に進んでいくのではないか。

財務面では、労働者協同組合は「赤字を出さない」「借金をしない」を合言葉に、必要とする資金は自分たちで出資し、働いてつくることを追求してきた。センター事業団では、「自立積立金」に事業高の5%を積み立ててきて、8年間で9億円の基金を積んだ。これがあることによって、仕事が無くなつて仕事をおこしていこうと豆腐をつくるグループが生まれ、藤田さんのパンの店が立ち上がりていき、赤字のところが赤字をなくしていく時には、それで助けられている。

労働者協同組合では、「共感の経営」を提起している。社会との関わりで仕事をおこし、地域の人々にとともに協同を複合的に進めていこうという方向だ。こうした中で大企業で定年になった後の人たち、その前に肩をたたかれたエリートたち、若い人も含めて仕事をおこしていこうという大きな合流が始まっている。大失業時代に入る中で、労働者が自分たちのめざす方向を創り出して

いくということの意義が、3年、5年前と比べて、とてもわかりやすくなっていると思う。

また、中小企業家の中には、働くことが好きで、いい技術を伝承していきたいとか、職人の跡継ぎがほしいといった人たちがいるが、このままいけばつぶれてしまうという状況がある。労働者協同組合法人が、そういう中小企業家の要求に応えられるものになればいいし、その可能性はある。労協の内実を徹底的に深めて、「共感の経営」を発展させ、地域の共通の取り組みにしたい。

3. 「地域協同組合づくりの動き—ワーカーズ

コープの拓く地域協同の可能性」(大嶋さん)

1年ほど前から「コミュニティ・コープ研究会」をやってきて、その交流集会を昨日（9月28日）行なった。①神奈川の福祉クラブ生協、②三重の高齢者生協、③渋谷福祉クラブの福祉相談活動と介護用品の取り扱い、④大阪城東医療生協とパルコープの協力による緊急ペンドント活動、⑤名古屋の生きがい生協、の各報告を受け、私からコミュニティ・コープの課題と外国における取り組みの経験を報告した。

ICA研究者フォーラムの「コミュニティ・コープ」「社会サービス協同組合」のワークショップで、世界の取り組みを聞くことができた。①社会バランスシートや、②スウェーデンの社会サービス協同組合と協同組合開発センター、家族協同組合（保育）、健康管理協同組合、③イタリアの障害者協同組合、④ドイツにおける、介護保険に伴う受け皿としての福祉協同組合の展開である。

こうした中で、既成の協同組合とニュー・コープの多様な連携、公益性を持った団体の地域における連携が課題となっている。「協同組合は組合員のものであって、非組合員には関わりがないから、住民全体に関わる福祉についての予算は協同組合には出せない」という論理を突破しなければならない。そのためには、協同組合の公益性を明確にして、学校区単位ですべての協同組合が連携しながら、町内会や自治会と結んだ運動にして、その公益性を自治体に認めさせることが必要だ。

4. 「ICA大会から帰って—労働者

協同組合への私の期待」(富沢さん)

3人のパネラーに共通しているのは、「地域を大切にして働く」という点だ。これら組織に共通するものを考えることが法制化の核心となる。それは「ワーカーズコープ」として括れるだろう。ワーカーズコープとは、一言でいえば、「働く人が所有し管理する協同組合」であり、これを総体として拡大することが課題である。

第2に、労働者協同組合法を、協同組合法の一環として位置づけるという点である。実践的には、既成の法制と関連させつつ、他の協同組合との協力で進めることだろう。

第3に、そのためには、「協同組合とは何か」についての認識と協同組合の発展方向についての認識が前提になる。この点で、ICA大会が定めた新原則が重要になるが、とりわけ、「自治と自立」の原則、「コミュニティへの関心」の原則の新設と、CICOPAの尽力によって挿入された「不分割積立金」(資本の一定部分を共同所有にする)の規定が、大きな意義を持つ。ここにはワーカーズコープの考え方がかなり盛り込まれていると思われる。その背景には、ワーカーズコープが70年代から世界各地で成長し、生産・サービスを提供する主体として、また協同組合運動を活性化する主体として期待されていることがある。

第4に、協同組合の発展方向を見えた取り組みにするという点である。この点で、欧州連合で政策化されている「社会的経済」が参考になる。「協同組合間協同」に止まらず、各種非営利組織との連携という大きな運動の中に協同組合を位置づける方向だ。ワーカーズコープがそうした運動のイニシアティブをとって、協同組合セクターと非営利の連合を形成し、社会的認知と法制化を勝ち取ることが必要となっているのである。

5. 協同総研理事長・専務の発言

以上のパネラーの報告を受けて、フロアーからも活発な発言がありましたが、紙数の関係で、協同総研の坂林専務と杉本理事長の発言の紹介で閉

じさせていただきます。

坂林さんは、実践的な立場から、次のように法制化の必要を提起しました。

①センター事業団では企業組合法人を使っているが、事業体としての成長が早く、事業所、事業種目、資本金が拡大する都度、役所に届けなければならない。株式会社が取締役会で決めればすぐに登記できるのと比べて、本来自立的でなければならない協同組合の方が規制が多過ぎるなど、現在の法制は間尺に合わない。

②「雇う・雇われる関係がない」と求人案内に書いたら、職安から「紹介できない」などと言われた(この時は解決したが)。この点も矛盾だ。

③仙台の酪農家を中心とした人たちが総合的な協同組合をつくろうとしたが、従来の協同組合では相談にならず、労働者協同組合として発足し、労協連合会に加盟した。現行協同組合法を越えて、労協法への実際的なニーズが広がっている。

④法制定の運動のためにも、労協的な実践を進めている組織の現状を正確に把握しておくことが必要だと思う。業種、出資、労働、管理、剩余额処分、取り引きなどの実態を調査したいので、各組織のご協力をお願いしたい。

また、杉本さんは、次のようなしめくくり的発言をされました。

①法制運動は、労働の価値を問い合わせ取り組みであると思う。この点を官庁や政治家に訴え、仲間にも働きかけていこう。

②労協の新しい働き方の提起は、普通の人にとっては、非常にわかりやすくなっている。法制化の困難ばかりを言わず、21世紀への新しい動きとして堂々と提起してほしい。

③法制化のためには、実態がどれだけ広がるかが根本だ。とくにリストラに直面している人々を励まし仲間に加えていけるかではないか。同時に、いったん法律ができるとそれに縛られがちなので、われわれの本質を貫ける衣をつくっていくよう、十分吟味していくことが必要だ。

④最後に、既存の協同組合を味方に引きつけながら、大きく運動を進めていただきたい。